明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔府　令〕
○金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五四）　一
〔告　示〕
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産九五三）　二
○出願公表後に名称変更がなされた件（同九五四）　八
〔人事異動〕
財務省　八
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十六年度春期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本放送協会入札、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、弁理士登録、平成二十五年度決算地方公務員災害補償基金関係　七
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　七
会社その他
会社決算公告　七

## 府令

### ○内閣府令第五十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十七条の十八第七号及び第八号、第六十七条の十九、第七十八条の三第一号及び第二号並びに第七十八条の四の規定に基づき、金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所属認可協会の営業日の午前八時十分から午後五時までの間に売買が成立した場合」を削り、「の成立後五分以内」を「が成立した日の翌営業日の午前八時三十分」に改め、同項第二号中「の営業日の当日午前八時十分以前」を「がその規則に定める時間帯」に、「当該営業日の午前九時」を「売買の成立後五分以内」に改め、同項第三号中「売買が成立した日の翌営業日の午前八時三十分」を「売買が成立した日の当日又は翌営業日において所属認可協会がその規則に定める時刻」に改める。

第十六条第一項中「申込み後五分以内」を「申込みをした日の翌営業日の午前八時三十分まで」に改め、同条第三項中「あっては」の下に「申込みをした日における」を加え、同条第四項中「事項は、」の下に「前項に係る申込みをした時における」を加える。

第十七条を次のように改める。

（売買高、価格等の通知等）

**第十七条**　法第六十七条の十九の規定により、認可協会は、その規則で定める方法により、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買については別表第一の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項を、取扱有価証券の売買については別表第二の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項をその協会員に通知し、公表しなければならない。

2　法第六十七条の十九の規定により、認可協会は、その規則で定める方法により、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買については別表第三の上欄に掲げる通知又は公表の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事項をその協会員に通知し、又は公表しなければならない。

第二十四条第一項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又はその所属する認定協会（次号において「所属認定協会」という。）の営業日の午前八時十分から午後五時までの間に売買が成立した場合」を削り、「の成立後五分以内」を「が成立した日の翌営業日の午前八時三十分」に改め、同項第二号中「所属認定協会の営業日の当日午前八時十分以前」を「所属する認定協会（次号において「所属認定協会」という。）がその規則に定める時間帯」に、「当該営業日の午前九時」を「売買の成立後五分以内」に改め、同項第三号中「売買が成立した日の翌営業日の午前八時三十分」を「売買が成立した日の当日又は翌営業日において所属認定協会がその規則に定める時刻」に改める。

第二十五条第一項中「申込み後五分以内」を「申込みをした日の翌営業日の午前八時三十分まで」に改め、同条第三項中「あっては」の下に「申込みをした日における」を加え、同条第四項中「事項は、」の下に「前項に係る申込みをした時における」を加える。

第二十六条中「及び」を「又は」に改め、「通知し、」の下に「又は」を加える。

別表第一及び別表第二中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

別表第三中「第十七条」を「第十七条第二項」に、「通知及び」を「通知又は」に改め、同表協会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において上場株券等の売付け若しくは買付けの申込みをし又は売買の受託等に基づく注文をした場合の項中「注文をした場合」の下に「の通知」を加え、「四　申込みの時刻」を削り、「直ちに通知し、公表する」を「遅滞なく、協会員に通知